

報道関係者 各位

令和3年9月1日

【照会先】 栃木労働局労働基準部賃金室
室長 平井 秀雄
賃金主任 小川 尊司
(電話) 028 (634) 9109

10月1日から栃木県最低賃金を **時間額 882円** に改正 最低賃金引上げに向けた支援措置を実施

栃木労働局長（藤浪 竜哉）は、令和3年10月1日から栃木県最低賃金を28円引き上げ、時間額882円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

また、中小・小規模事業者の皆さまに対し、最低賃金引上げに向けた支援措置を実施しています。

なお、改正・発効される栃木県最低賃金及び最低賃金引上げに向けた支援措置について、幅広く周知広報に努めます。

1 栃木県最低賃金の改正

- (1) 栃木県最低賃金を時間額882円に改正し、令和3年10月1日に発効します。
- (2) 栃木県最低賃金は栃木県内で働くすべての労働者に適用されます。

2 最低賃金引上げに向けた支援措置

(1) 業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った場合、費用の一部を助成します。

(2) 雇用調整助成金等

事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げた場合、10月から12月までの3か月間の休業については休業規模要件を問わず支給します。

3 周知広報活動

- (1) 栃木県及び市町が発行する広報誌、関係行政機関・団体等が発行する機関誌及び求人情報誌等への掲載依頼、生活衛生等の最低賃金の引上げの影響を受けると見込まれる業界団体の県支部への周知依頼。
- (2) 公共機関、公共交通機関等へのポスター、リーフレットの掲示による周知。